平成２２年（フ）第７６号
高知県高岡郡四万十町七里乙1148番地
債務者　宮地　　康
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第８３４号
大分市大字上戸次2669番地の１
債務者　釘宮　義子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４９７号
大分県別府市大字鉄輪114番地の５　小富士荘102号
債務者　松本　博進
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５１４号
大分市高松東１丁目３番15号第２藤沢ビル402
債務者　白木美由紀
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３７３号
宮崎県日向市大王町６丁目71番地、前住所宮崎県西都市大字南方2689番地３　市営椿原住宅２―214号
債務者　冨士　　勝（旧姓守田）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７９号
長野市吉田１丁目９番26号、前住所長野市浅川押田225番地１　エステイト浅川Ｓ202
債務者　長田　強文
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９２号
長野市大字高田422番地２　田中ハイツ306号室
債務者　土屋由美子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９９号
徳島県吉野川市鴨島町喜来323番地45
債務者　森　みどり
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２９号
徳島県徳島市昭和町５丁目１番地の１　ダイアパレス県庁前通り404号室
債務者　有井　聡子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８０号
福井市照手１丁目11番17号
債務者　武内　由美
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１６号
福井市志比口２丁目22番４号　メゾンソフィアⅢ―102号、旧住所福井県勝山市遅羽町大袋第52号13番地
債務者　酒井　禎伸（旧姓仲村）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２９号
福井市足羽４丁目９番３号
債務者　前田菜穂美
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３１号
福井市日之出５丁目４番28号　日の出ハイツ２―Ｆ
債務者　渡辺　照子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３７号
福井県越前市朽飯町第17号１番地
債務者　上坂美智子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３９号
福井市加茂河原３丁目９番23号　加茂ハイツ106号
債務者　新谷　忠一
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５２号
福井市和田中２丁目717番地　コーポＫ―101号室
債務者　井下めぐみ
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
福島県東白川郡棚倉町大字岡田字金堀沢83番地
債務者　蛭田　明男
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
福島地方裁判所白河支部破産係